に規定する指定共通投票所の投票管理者）」を加え、「第四十九条の二第二項」に、「の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」を「に規定する指定期日前投票所」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「不在者投票証明書とする」を「不在者投票証明書」に、「又は第四十八条の二第一項」を「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は第四十八条の二第一項」に、「、第四十八条の二第一項又は」を「又は法第四十八条の二第一項若しくは」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百四十二条の二第一項ただし書 | 第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号 | 第六号 |

第六十五条の十三第一項の表第百四十二条の二第一項第一号の項中「第百四十二条の二第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「する同条第一項又は第二項」を「行う同項」に改め、同表第百四十二条の二第一項第三号の項及び第百四十二条の二第一項第六号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百四十二条の二第一項第六号 | 不在者投票証明書の提出 | 在外選挙人証の提示 |
| | 及び当該 | 及びこれらの |
| 第百四十二条の二第一項第九号 | 不在者投票証明書の提出（当該提出 | 在外選挙人証の提示（当該提示 |

第六十五条の十三第三項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に改め、「とき」の下に「、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合及び法第四十八条の二第一項の規定による投票を行わせる場合に限る。）に関し必要な手続については、前項（同項の表第二十八条第一項の項から第二十八条第一項第三号の項までに係る部分に限る。）の規定は適用しないものとし、第四十八条の三及び第四十九条の七の規定の適用については、前項（同項の表第四十八条の三の表第四十一条第四項の項及び第四十九条の七の表第四十一条第四項の項に限る。）の規定によるほか、第四十八条の三の表中

| | | |
|---|---|---|
| 第二十八条第一項 | 各投票区及び共通投票所 | |
| | 投票所又は共通投票所 | |
| 第二十八条第一項各号 | 区域又は共通投票所 | |

とあるのは

| | | |
|---|---|---|
| 第二十八条第一項第一号 | 各投票区 | 指定在外選挙投票区及び指定共通投票所（法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される第四十一条の二第二項に規定する指定共通投票所をいう。以下この項において同じ。） |
| | 投票区の投票所 | 指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所 |
| 第二十八条第一項第二号 | 投票区の区域 | 指定在外選挙投票区又は指定共通投票所 |
| | 選挙人名簿 | 在外選挙人名簿 |
| 第二十八条第一項第二号イからハまで | 選挙人名簿が法第十九条第三項 | 在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項 |
| | が当該選挙人名簿 | が当該在外選挙人名簿 |
| 第二十八条第一項第三号 | 選挙人名簿 | 在外選挙人名簿 |
| | 投票区の区域 | 指定在外選挙投票区又は指定共通投票所 |
| | 選挙人名簿 | 在外選挙人名簿 |
| | 第十九条第三項 | 第三十条の二第四項 |

と、第四